



平成 19 年 11 月 20 日

各 位

上場会社名 日 特 建 設 株 式 会 社  
代 表 者 名 代表取締役社長 中 森 保  
コード番号 1 9 2 9 ( 東証第 1 部 )  
問 合 せ 先 執行役員 経営企画室長  
和 田 康 夫  
(電話番号) 0 3 - 3 5 4 2 - 9 1 6 4

## 「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告」に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 7 月 5 日付で関東財務局に対し「第 55 期（自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 3 月 31 日）有価証券の訂正報告書」、「第 56 期（自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日）有価証券の訂正報告書」、「第 57 期（自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 3 月 31 日）有価証券の訂正報告書」、「第 58 期（自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 3 月 31 日）有価証券の訂正報告書」、「第 59 期（自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 3 月 31 日）有価証券の訂正報告書」並びに、「第 58 期（自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日）半期報告書の訂正報告書」、59 期（自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 9 月 30 日）半期報告書の訂正報告書」、60 期（自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日）半期報告書の訂正報告書」を提出し、その旨を公表しております。

この訂正に関し、本日、証券取引等監視委員会から、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、349 万 9,999 円の課徴金納付命令を発出すべきである旨の勧告がなされましたので、下記のとおりお知らせ致します。

### 記

#### 勧告を受けた事由の概要

平成 19 年 6 月 27 日付当社プレスリリース「業績に影響を与える事象の発生と社内調査報告及び外部調査委員会の設置について」で公表致しましたとおり、当社連結子会社である株式会社ハイテクリース（以下、「ハイテクリース」という。）において、過年度にわたり、不適切な会計処理が行われていたことが判明致しました。

不適切な会計処理の内容は、当社連結子会社であるハイテクリースの元経理担当役員が、資産を架空、過大に計上することで利益を過大に計上していたものであります。

平成 19 年 8 月 3 日付当社プレスリリース「外部調査委員会より「最終答申書」を受領したことについて」でお知らせのとおり、当社は、当社グループの風通しの悪い企業風土が、ハイテクリースにおいて行われていた不適切な会計処理を長期間発見できなかった最大の理由であると考え、外部調査委員会からの「最終答申書」を最大限尊重する形で、東京証券取引所に対して「改善報告書」を提出しております。

「改善報告」の内容につきましては、平成 19 年 8 月 10 日付当社プレスリリース「改善報告書の再提出について」でお知らせの通りです。

当社は、「改善報告書」に記載したとおり、当社グループ全体の企業風土の改善のために、内部統制、コンプライアンス強化及び子会社の統制強化に努めております。

具体的には、弁護士を社外メンバーに加えたコンプライアンス委員会の設置、監査部の体制強化、弁護士事務所を窓口に加えた社内通報制度（ヘルプライン）の設置、社内規程の再整備、計

画的な社員教育の実施、子会社の取締役会議事の親会社取締役会への報告義務化などに取り組んでおります。

当社は、この度、証券取引等監視委員会が上記勧告をされたことを真摯に受け止め、今後二度と同様な問題を起こさぬように内部統制の強化とコンプライアンス経営の確立に向け、役職員一丸となって市場と全てのステークホルダーの皆様からのご信頼をご回復いただけるように努めてまいり所存であります。

皆様におかれましては、引き続きご支援、ご鞭撻を賜りたく謹んでお願い申し上げます。

#### ご参考

- 証券取引等監視委員会ホームページ掲載事項 [http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c\\_2007/2007/20071120.htm](http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2007/2007/20071120.htm)

以 上